

2-3 地域情報プラットフォームによる標準化

1. 本講義の学習目標

- 地域情報プラットフォームの概要について理解できる。
 - 地域情報プラットフォームの背景や狙い、利点について理解できる。
 - 地域情報プラットフォームの構成や各要素の概要について理解できる。
 - 地域情報プラットフォーム導入のための手順等について理解できる。
- 地域情報プラットフォームの活用方法に関して理解できる。
 - 実際の活用事例をもとにした活用ポイントや将来展開について理解できる。

2. 本講義の構成

- 本講義の範囲
- 地域情報プラットフォームとは
- 地域情報プラットフォームの構成
 - 地域情報プラットフォーム基本説明書
 - 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様
 - アーキテクチャ標準仕様
 - プラットフォーム通信標準仕様
 - 地域情報プラットフォームガイドライン
- 手引きの活用
- 地域情報プラットフォームの普及状況
- 地域情報プラットフォームの活用
- 地域情報プラットフォームの展開

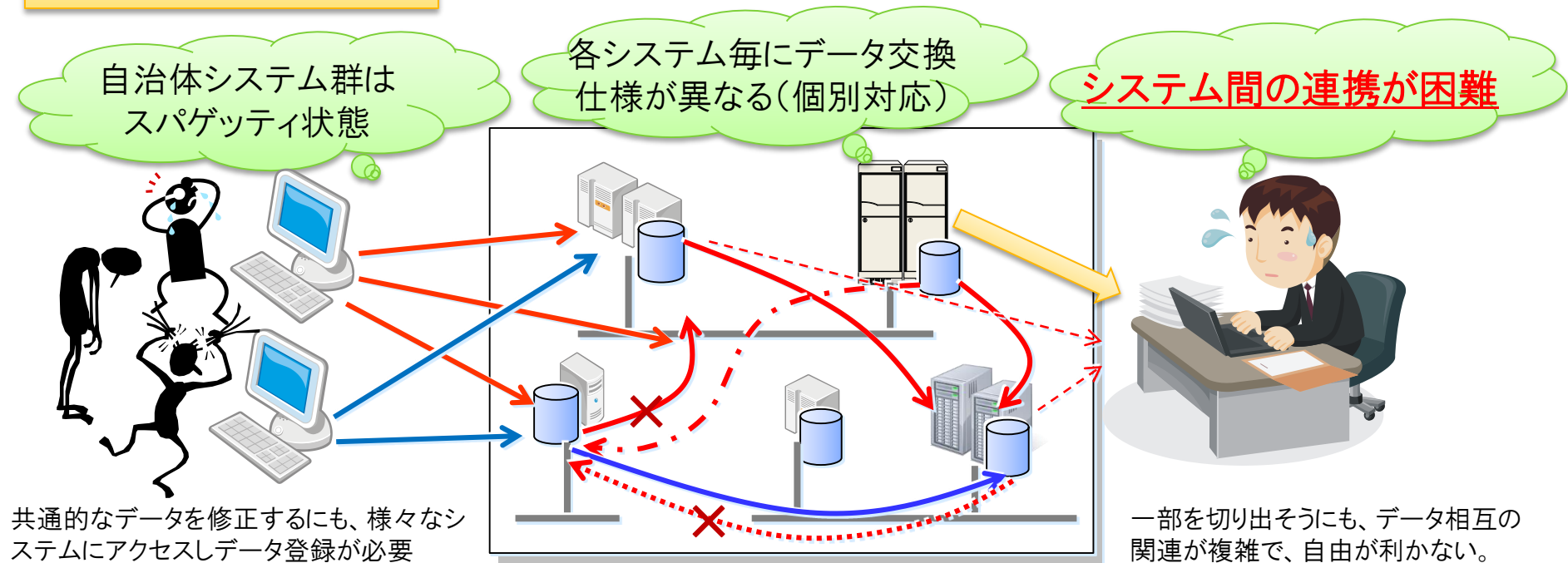
3. 本講義の範囲



4. 地域情報プラットフォームとは

- 多くの自治体システムは個別に開発されてきた経緯があり、連携が困難な状態

自治体システムの現状



- ・現状のシステムを知る**特定ベンダと継続的に随意契約を結ばざるを得ず、システム関係経費が高止まり**
- ・業務毎にシステムを調達しており、**システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率等**

4. 地域情報プラットフォームとは

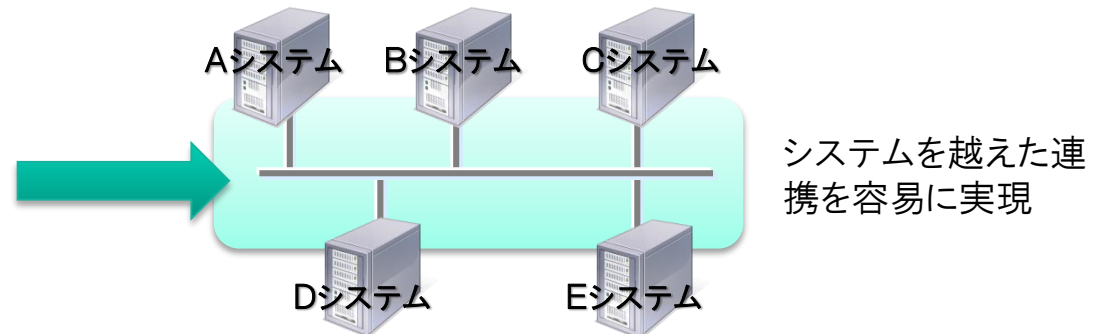
■ 課題解決に向け標準仕様を策定 ⇒ 地域情報プラットフォーム

地域情報プラットフォームによる解決

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
 - (例)業務システムのデータ項目やインターフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
 - ・ これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定済。
 - ・ さらに、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定中。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現可能。
- 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開されている。

システム全体を効率化したい！
システム同士を連携したい！

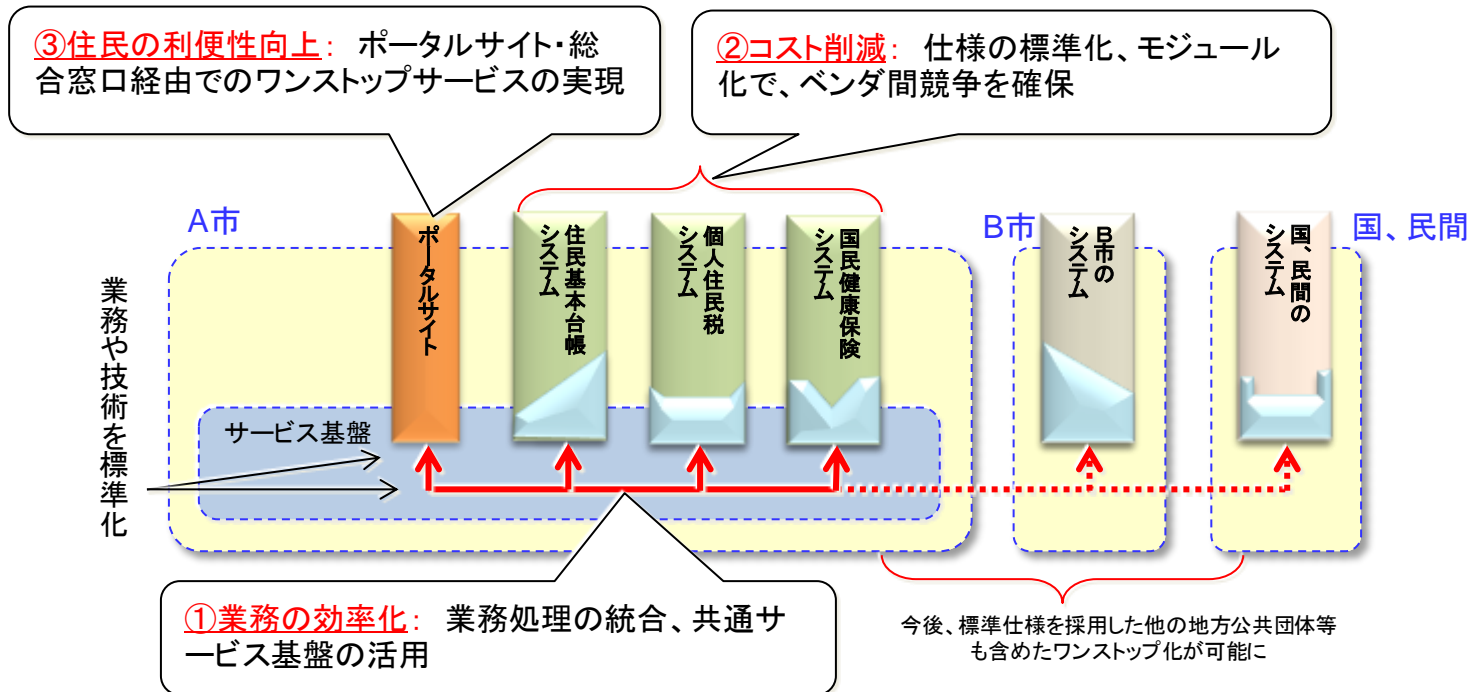
各業務・システム間のインターフェースを標準化



4. 地域情報プラットフォームとは

■ 活用により期待される3つの効果

業務やシステムが相互に連携しやすくなることで、①業務の効率化、②コスト削減、③住民の利便性向上の実現につながる。



4. 地域情報プラットフォームとは

■ 活用により期待される3つの効果(続き)

① 業務の効率化

- 共通のサービス基盤の利用により、業務間の連携、データ共有を実現
- 業務の連携化、共有化、統合化により、無駄を排除し効率化を実現
- 機能単位で標準化された業務システムの導入により、重複する業務処理の統合化も可能

② コスト削減

- 業務単位での仕様の標準化により、個別システムをモジュール化して、差し替えすることが容易に
- 個別システム単位で複数ベンダが参入することで、ベンダ間の競争を確保

③ 住民の利便性向上

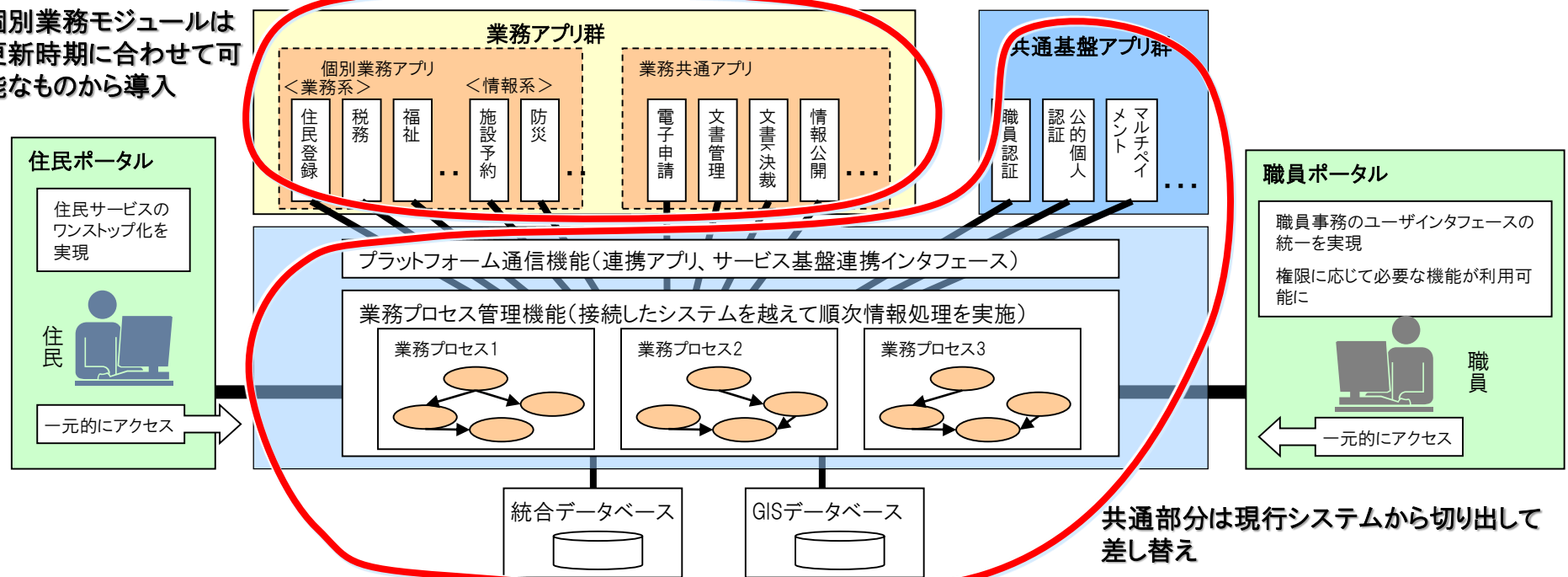
- システム間の連携化により、ポータルサイト・総合窓口経由でのワンストップサービスを実現
- 住民が幾つもの窓口に立ち寄ることなく、1つの窓口で必要とするサービスを利用可能に

4. 地域情報プラットフォームとは

■ 地域情報プラットフォームの特徴

- 一時期に全システム体系を合わせる必要はなく、システム更新に合わせて順次移行
- データ部分や共通基盤部分は現行システムから切り出して統合化する
- 業務アプリ部分はモジュール概念により可能なものから順次移行・差し替えを実施

個別業務モジュールは更新時期に合わせて可能なものから導入



5. 地域情報プラットフォームの構成

■ 地域情報プラットフォーム標準仕様文書体系(全体構成)

自治体業務の知見抽出と標準化、実証による検証等を通じて、APPLICにて標準文書体系を整備

■ 地域情報プラットフォーム標準仕様体系(APPLIC-000n-20YY)



5. 地域情報プラットフォームの構成

① 地域情報プラットフォーム基本説明書

- 地域情報プラットフォームを導入するための詳細知識というよりは、自治体運営において地域情報プラットフォームが必要とされる背景やその利点、そもそも地域情報プラットフォームとは何かという全体像を理解するための解説である。
- 具体的には以下の内容を記載しており、地域情報プラットフォームを理解する上で、まず最初に読むべき内容が記載されている。
 - なぜ地域情報プラットフォームが必要なのか、自治体運営に係る課題を示し、その解決方策の1つとして地域情報プラットフォームを提案
 - 自治体の課題解決に向けた地域情報プラットフォーム導入の利点や効果について解説
 - 地域情報プラットフォームの全体体系説明及びそれを構成する各文書の解説
 - 地域情報プラットフォーム策定に至る検討の経緯や関連政策動向、用語定義等の解説

5. 地域情報プラットフォームの構成

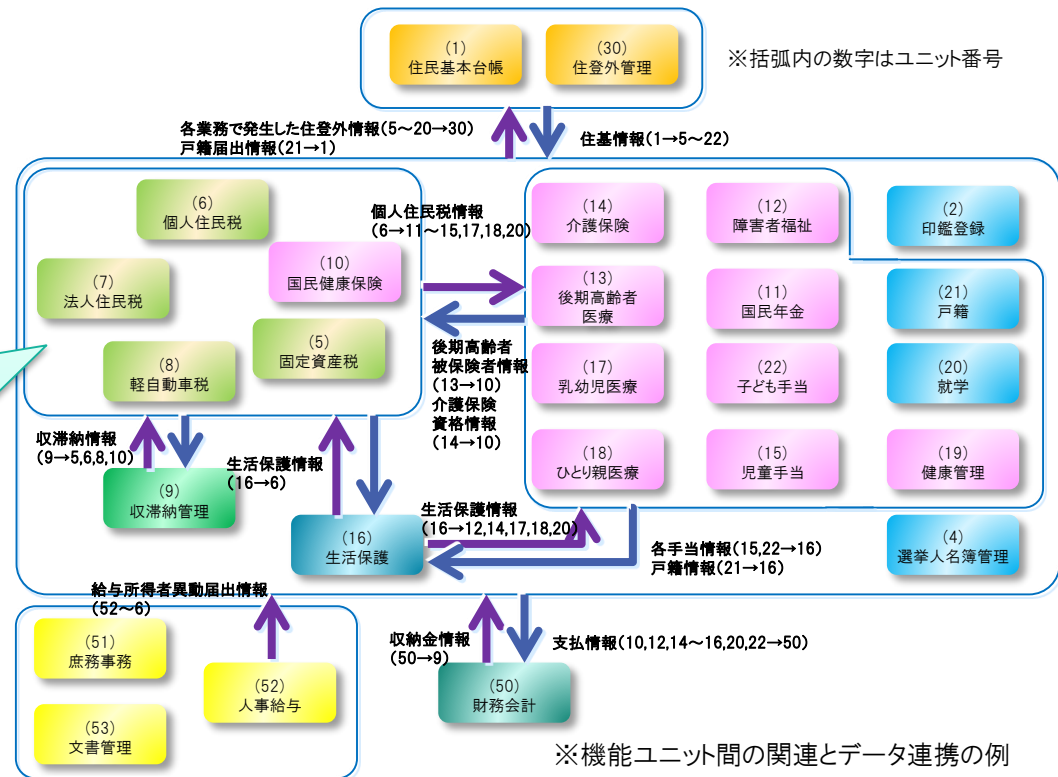
① 地域情報プラットフォーム基本説明書

- 1. はじめに
 - 1.1 電子自治体化推進の背景
 - 2. 自治体における現状の課題
 - 2.1 多様化する住民ニーズへの対応
 - 2.2 コストの削減
 - 2.3 地域のIT産業の活性化を通じた産業振興
 - 3. 課題の解決の方向性
 - 3.1 地域情報プラットフォームによる解決
 - 3.2 検討の経緯
 - 3.3 地域情報プラットフォームによる課題解決の必然性
 - 3.4 地域情報プラットフォームによる地域情報化のイメージ
 - 3.5 地域情報プラットフォーム標準仕様で実現可能になること
 - 3.6 自治体におけるレガシーシステム(注) 移行の基本的な考え方
 - 4. 地域情報プラットフォーム標準と指針
 - 4.1 標準化の範囲と検討状況
 - 4.2 地域情報プラットフォームイメージ
 - 4.3 標準・指針体系
 - 4.4 業務モデル標準概要
 - 4.5 サービス協調技術標準概要
 - 4.6 準拠確認及び相互接続確認仕様概要
 - 4.7 GIS共通サービス標準仕様概要
 - 4.8 地域情報プラットフォームガイドライン
 - 5. 検討スケジュールと体制
 - 5.1 検討スケジュール
- <別添資料>
- 1. 国内・国際標準化動向
 - 2. 地域情報プラットフォームに関する政策動向
 - 3. 用語集
 - 4. ワーキンググループ構成員名簿(50音順)
- 自治体業務及びシステムの課題
- 地域情報プラットフォームによる課題解決の解説
- 地域情報プラットフォームの概要解説
- 地域情報プラットフォームのこれまでの検討の経緯

5. 地域情報プラットフォームの構成

② 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様
 平成18年度以降、法改正等に対応して改定を続け、現在は26の業務ユニットとそれらの間の連携インターフェース等からなる要素として標準化

これら26の業務ユニットにおいて標準形が示されている。
 ⇒標準化のテンプレートとして活用可能
 ⇒マルチベンダ接続も可能



5. 地域情報プラットフォームの構成

② 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の規定内容

標準仕様書で標準化された情報システム(26業務) →自治体業務アプリケーションユニット						
住民基本台帳	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
印鑑登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	
固定資産税	収滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与	

それぞれの業務アプリケーションユニット毎に以下を標準化・規定されている。

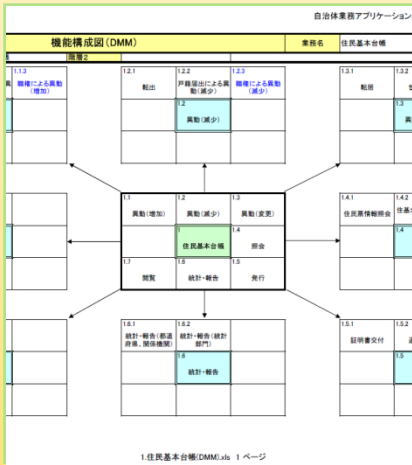
機能一覧

⇒業務(サービス)の範囲の明確化

機能一覧	
機能(レベル0)	機能(レベル2)
1.1 異動(増加)	1.1.1 転入 住民の届出に基づき、住民基本台帳 1.1.2 戸籍届出による異動(増加) 戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳 1.1.3 職権による異動(増加) 職権により、住民基本台帳に併替
1.2 異動(減少)	1.2.1 転出 住民の届出に基づき、住民基本台帳 1.2.2 戸籍届出による異動(減少) 戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳 1.2.3 職権による異動(減少) 職権に基づき、住民基本台帳に併替
1.3 異動(変更)	1.3.1 転居 住民の届出に基づき、住民基本台帳 1.3.2 世帯変更 住民の届出に基づき、住民基本台帳 1.3.3 戸籍届出による異動(増減なし) 戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳 1.3.4 戸籍届出による異動(減増) 戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳 1.3.5 職権による異動(変更) 職権により、住民基本台帳の併替
1.4 照会	1.4.1 住民票情報照会 開示請求のあった対象者の個人・世帯情報 1.4.2 住民基本台帳カード発行状況照会 住民基本台帳カードの発行状況を照会
1.5 発行	1.5.1 証明書交付 住民の申請に基づき、証明書を発行 1.5.2 通知発行 住民へ各種通知(住民票コード通知、選挙人名簿通知、各種通知)

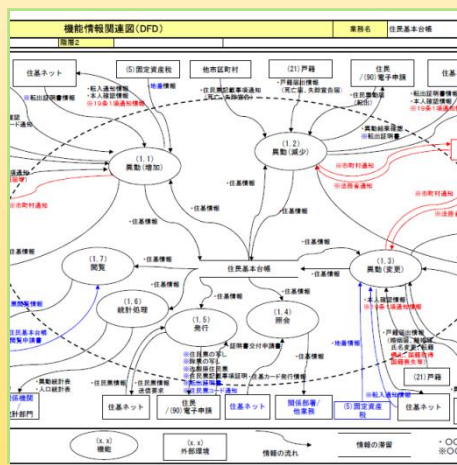
機能構成図(DMM)

⇒各機能を階層化(明示化)



機能情報関連図(DFD)

⇒他の業務ユニットとの情報の流れを各階層単位で明確化



インタフェース仕様

⇒DFDに基づき、データ項目レベルで入出力状況と併せ明細化

インタフェース仕様(ユニット)		業務ユニット番号: 1		
情報名	コード	データ型	桁数	項目説明
1.1.1.1 転入		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.1.2 戸籍届出による異動(増加)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.1.3 職権による異動(増加)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.2.1 転出		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.2.2 戸籍届出による異動(減少)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.2.3 職権による異動(減少)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.3.1 転居		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.3.2 世帯変更		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.3.3 戸籍届出による異動(増減なし)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.3.4 戸籍届出による異動(減増)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.1.3.5 職権による異動(変更)		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.4.1 住民票情報照会		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.4.2 住民基本台帳カード発行状況照会		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.5.1 証明書交付		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号
1.5.2 通知発行		文字	15	住所(住所)を入力する際の住所管理番号

次ページに続く

5. 地域情報プラットフォームの構成

② 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の規定内容(続)

標準仕様書で標準化された情報システム(26業務) →自治体業務アプリケーションユニット						
住民基本台帳	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
印鑑登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	
固定資産税	収滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与	

それぞれの業務アプリケーションユニット毎に以下を標準化・規定されている。(つづき)

データ一覧

⇒各業務のデータにおいて、他の業務へ提供するデータを集約したもの

データ一覧		業務ユニット名:住民基本台帳						
NO.	情報名	キー	データ型	制約	コード	出発回数	内蔵	外部
					コード名	最小	最大	使用
1	住基情報					1	1	
2	識別番号		○ X	15		1	1	標準
3	登録番号		○ X	15		1	1	住基
4	住居種別		X	1	○ 住居種別	1	1	人の
5	住居状態		X	1	○ 住居状態	1	1	人の
6	住居種別コード		X	11		9	1	住基
7	氏名				氏名情報	1	1	標準
8	性別		X	1	○ 性別	1	1	住基
9	生年月日				生年月日情報	1	1	住基
10	続柄				続柄情報	1	1	住基
11	選挙主姓名				氏名情報	1	1	住基
12	居住所				住所情報	1	1	住基
13	前住所				住所情報	9	1	住基
14	転出先				住所情報	9	1	住基
15	転出先区分		X	1	○ 住所区分	9	1	転出
16	本籍		X	100		9	1	住基
17	本籍住所コード		X	30	○ 住所	9	1	本籍
18	筆頭者		X	100		9	1	住基
19	住居となった情報					1	1	住基

XMLスキーマ

⇒データ項目をXML形式に変換したもの

```
?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?
<xsd:schema
targetNamespace="urn:applic.or.jp:xmlns:schema:2008-01"
xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"
xmlns:tns="urn:applic.or.jp:xmlns:schema:2008-01">
<xsd:annotation>
<xsd:documentation/>
</xsd:annotation>
<xsd:include
schemaLocation="http://www.applic.or.jp/APPLIC/XSD/2.0/igxml00-0200.xsd"/>
<xsd:complexType name="住基情報">
<xsd:sequence>
<xsd:element name="識別番号">
<xsd:simpleType>
<xsd:restriction base="xsd:string">
<xsd:maxLength value="15"/>

```

インタフェース一覧

⇒他の業務ユニットとの情報の流れを各階層単位で明確化

インタフェース一覧		業務ユニット名:	
インタフェース番号	入出力	メッセージ	メッセージ定義
1-1	入力	識別番号	識別番号メッセージ
	出力	個人情報	個人情報メッセージ
1-2	入力	選挙番号	選挙番号メッセージ
	出力	選挙情報	選挙情報メッセージ
	入力		
	出力		
	入力		
	出力		
	入力		
	出力		
	入力		
	出力		
	入力		
	出力		
	入力		
	出力		

WSDL定義

⇒インタフェース一覧をWSDLに変換したもの

```
?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?
<definitions
targetNamespace="urn:applic.or.jp:xmlns:wscdi:2008-01"
xmlns:boss1="urn:applic.or.jp:xmlns:schema:2008-01"
xmlns:wsdlsoap="http://schemas.xmlsoap.org/wsdl/soap/">
<documentation>
本文書は「住民基本台帳ユニット」に関するWSDL定義である。
管理主体:APPLIC
対象文書名:igxml01s-0200.wSDL
バージョン:V2.0
作成日:2008/04/01

```


5. 地域情報プラットフォームの構成

③

アーキテクチャ標準仕様

- 1. 策定の背景
 - 1.1 電子自治体の推進
 - 1.2 ユビキタスネットワーク社会に向けての課題
 - 2. 課題解決の方向性
 - 3. 地域情報PFに求められる要件
 - 3.1 地域情報PFの要件
 - 4. 実現するためのアーキテクチャ
 - 4.1 アーキテクチャ及び技術標準の採用方針
 - 4.2 地域情報PFの全体アーキテクチャ
 - 4.3 業務ユニット
 - 4.4 開発
 - 4.5 サービス基盤
 - 4.6 地域情報PFの実装イメージ
 - 5. 採用する技術標準
 - 5.1 採用する標準
 - 5.2 技術マップ
 - 5.3 地域情報PFにおけるオプションの考え方
 - 6. プラットフォーム通信におけるMEPとエラー時の対応処理
 - 7. 用語集
 - 7.1 ユニット、システム等の考え方ー用語の意義
 - 7.2 ユニット、システム等の考え方ー用語集
 - 7.3 申請データ、様式の考え方ー用語の意義
 - 7.4 申請書の考え方ー用語集
 - 7.5 その他用語
 - 7.6 差し替えの定義
- 自治体の課題、課題解決の方向性や必要要件
- アーキテクチャモデルの説明と各機能の概要や動作の説明
- 採用技術マップの説明
- その他用語集

5. 地域情報プラットフォームの構成

④ プラットフォーム通信標準仕様

1. プラットフォーム通信標準仕様とは
 2. プラットフォーム通信仕様
 - 2.1 通信プロトコルの階層
 - 2.2 HTTP 通信と通信セキュリティ
 - 2.3 SOAP 通信と通信モデル
 - 2.4 高信頼性通信機能
 3. プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様
 - 3.1 XML 定義の策定方針
 - 3.2 XML 定義仕様
 - 3.3 WSDL のXML 定義記述要件
 4. プラットフォーム通信標準のビジネスプロセス制御定義仕様
 - 4.1 定義
 - 4.2 プロセス制御手段に関する利用規定
 - 4.3 ビジネスプロセス(BP)のフロー制御に関する規定
 - 4.4 WS-BPEL の適用範囲、制約に関する規定
 - 4.5 メッセージ交換パターンに対するWS-BPEL 実装規定
 - 4.6 追加規定事項
 5. プラットフォーム通信標準における認証・認可・セキュリティ機能
 - 5.1 対象領域
 - 5.2 異なるサイト間におけるセキュリティ上の課題と対策技術
 - 5.3 異なるサイト間における認証・認可・セキュリティ仕様
 6. プラットフォーム通信機能におけるMEPと異常系処理
 - 6.1 概念、用語の定義
 - 6.2 プラットフォーム通信機能における推奨メッセージ交換パターンの定義
 - 6.3 プラットフォーム通信機能の通信障害とその検知方法定義
 - 6.4 プラットフォーム通信機能における異常系処理
 - 6.5 データ交換システムパターンと、メッセージ交換パターンの関係
 - 6.6 その他の規定事項
 7. プラットフォーム通信仕様におけるメッセージ共通ヘッダ仕様
 - 7.1 共通ヘッダで規定するデータ項目
 - 7.2 共通ヘッダの各項目の設定方法
- 付録1. ビジネス電文の例

サービスを提供するコンピュータと利用するコンピュータ間の通信上の取り決めを規定

連携時の認証のための取り決めを規定

メッセージ交換パターンと異常系処理について規定

電子封筒方式の共通ヘッダ情報を規定

5. 地域情報プラットフォームの構成

⑤ 地域情報プラットフォームガイドライン

- 地域情報プラットフォーム標準に基づくサービス基盤の調達・導入に際して、具体的に検討すべき事項や実施手順、調達仕様の作成に必要な事項について解説し、地域情報プラットフォーム導入にあたっての指針をまとめたもの。
- システム導入にあたり、自治体の業務、組織、システム運用方式、業務ユニット導入順序、データ移行方式等、地域情報プラットフォームの導入を計画している自治体で個々に検討、決定する必要のある部分について詳細に解説しており、各仕様書とあわせて参照することが推奨される。

5. 地域情報プラットフォームの構成

⑤ 地域情報プラットフォームガイドライン

第1章 本ガイドラインの前提

- 1. 1 前提条件
- 1. 2 法改正の考え方

地域情報プラットフォームについて理解する上での前提となる考え方や方針の説明

第2章 調達仕様

- 2. 1 地域情報プラットフォームの調達について
- 2. 2 サービス基盤の調達
- 2. 3 プラットフォーム仕様準拠業務ユニットの調達
- 2. 4 導入体制
- 2. 5 移行計画

地域情報プラットフォームの基本知識や基本要素の説明、調達・導入にあたっての基本知識、導入体制の組み方と役割分担、移行計画策定の考え方・検討要素等について解説

第3章 技術解説

- 3. 1 PF 通信機能
- 3. 2 統合DB 機能
- 3. 3 BPM機能
- 3. 4 セキュリティ
- 3. 5 PF 共通機能 認証・認可・セキュリティ
- 3. 6 モニタリング機能
- 3. 7 PF 共通機能(ユーティリティ機能)
- 3. 8 メッセージ交換パターンと異常系処理

各機能や処理について、検討項目を細分化しての詳細な解説

第4章 ワンストップサービスの導入

- 4. 1 自治体内を中心とした付加価値サービスの検討
- 4. 2 自治体内ワンストップサービス、自治体間、官民連携サービスの検討

地域情報プラットフォームの導入によって実現する付加価値サービス、ワンストップサービスについて、その仕組みや概念、パターンをモデル化し、業務フロー、データ連携フロー等に基づいた解説

第5章 地域情報プラットフォーム関連事業の成果

- 5. 1 地域情報プラットフォーム標準仕様の実現手段・課題の検討
- 5. 2 取り組み事例

地域情報プラットフォームの導入による成果や課題を幾つかのケースについてユースケースベースで解説

6. 手引きの活用

- 地域情報プラットフォームを活用した 業務改善とシステム調達の手引き
 - 「地域情報プラットフォームガイドライン」とともに、地域情報プラットフォームを活用して業務改善やシステム調達プロセスに利用できる参考文書として用意されている。ガイドラインが導入検討にあたっての「内容の解説」なのに比べ、こちらは「応用」となっており、必要に応じてガイドラインとともに使い分けて参照することが望ましい。
 - 主に、地域情報プラットフォーム導入のための工程について解説しており、全体を(1)目的の明確化、(2)プロジェクト計画、(3)組織の設定、(4)現状整理・業務改善、(5)再構築方針、(6)調達方針の6工程に分け、ステップ毎に必要な作業知識について解説しているものである。
 - 各業務の具体的な内容や機能要件、業務間連携の具体的フロー、情報項目やその体系について整理を実施する際に、標準的な業務及びシステムの参照として地域情報プラットフォームを活用する。
 - また自治体固有事項として、自治体独自の制度に基づく業務や要件、一括大量処理等について具体的な抽出を実施する。その際にも標準的な業務スタイルとの比較材料として地域情報プラットフォームを活用する。

6. 手引きの活用

■ 地域情報プラットフォームを活用した 業務改善とシステム調達の手引き

第1章 はじめに ～地域情報PFを真に活用するために必要なこと

- 1)クラウドコンピューティングの時代は利便性とリスクに対する利活用上の自己責任が強まる
- 2)地域情報PFとは何か、何が決められているのか
- 3)自治体クラウドにおける地域情報PFの活用
- 4)自治体クラウドや地域情報PFの導入(システム調達)における業務改善の重要性について
- 5)地域情報PFの効果的な導入において、業務はどの程度まで整理すればよいのか

地域情報プラットフォームの概要、必要性の解説

第2章 本手引きの使い方

- 1)本手引きのコンセプト
- 2)地域情報PFを業務分析にどう使うのか
- 3)利用者イメージ
- 4)想定される利用場面
- 5)調達に係る期間、投入資源について
- 6)業務継続計画(BCP)の策定
- 7)参考にすべきリファレンス

本書の利用場面とポイント

第3章 業務改善を遂行する上での問題と課題

- 1)業務主管課に関する問題
- 2)情報主管部門に関する問題
- 3)ベンダに関する問題
- 4)ITガバナンスに関する問題
- 5)法改正等外部環境に関する問題

業務改善実施にあたって考慮すべき課題ポイント

第4章 業務改善から仕様を作るまでの手順

- 全体概要
- 1)目的の明確化
 - 2)プロジェクト計画
 - 3)組織の設定
 - 4)現状整理・業務改善
 - 5)再構築方針(計画)の立案
 - 6)調達計画の策定

調達仕様策定に至る各手順の解説

第5章 Q&A

第6章 事例紹介

- 1)吹田市(大阪府)
- 2)岸和田市(大阪府)

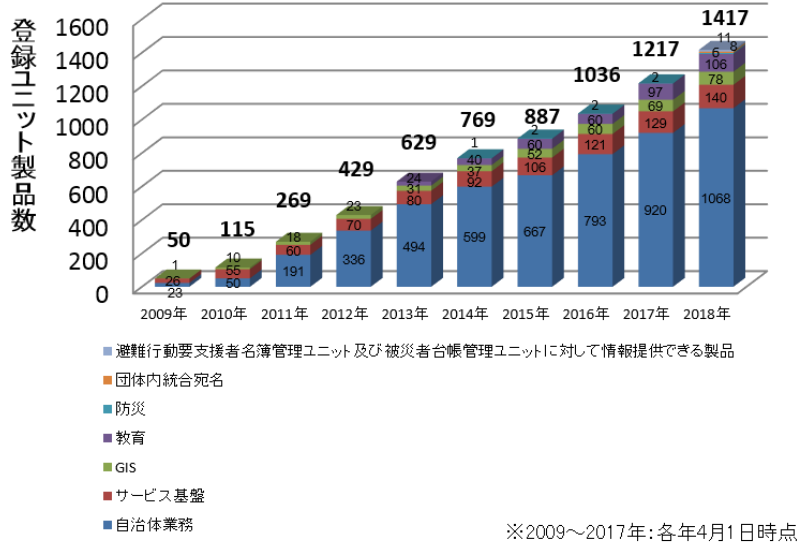
参考情報

6. 手引きの活用

- 具体的な導入計画作りでの地域情報プラットフォームの考慮点
 - 各業務の具体的な内容や機能要件、業務間連携の具体的フロー、情報項目やその体系について整理を実施する際に、標準的な業務及びシステムの参照として地域情報プラットフォームを活用する。
 - また自治体固有事項として、自治体独自の制度に基づく業務や要件、一括大量処理等について具体的な抽出を実施する。その際にも標準的な業務スタイルとの比較材料として地域情報プラットフォームを活用する。

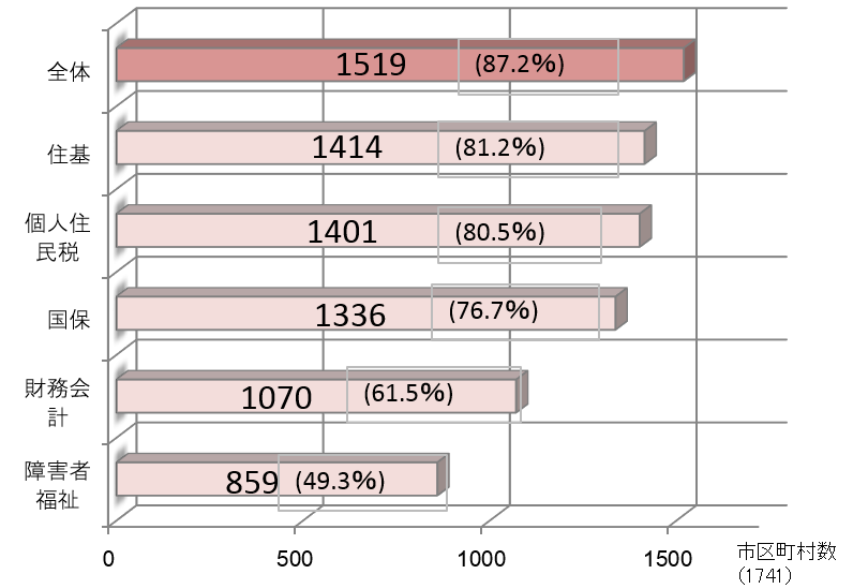
7. 地域情報プラットフォームの現状

地域情報プラットフォーム準拠登録製品数



準拠ユニット製品総数		1417
内訳	自治体業務アプリケーションユニット	1,068
	サービス基盤	140
	GISユニット	78
	教育情報アプリケーションユニット	106
	防災業務アプリケーションユニット	6
	団体内統合宛名	8
	避難行動要支援者名簿及び被災者台帳管理ユニットへの情報提供	11

導入自治体数

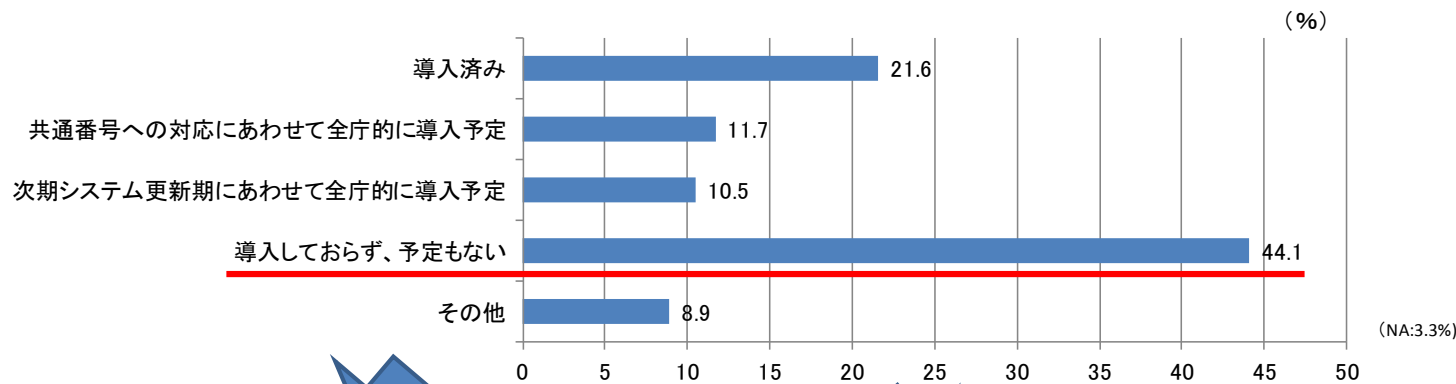


※ 地方自治情報管理概要[H30.3.30公表(H29.4.1現在)]に基づいて作成

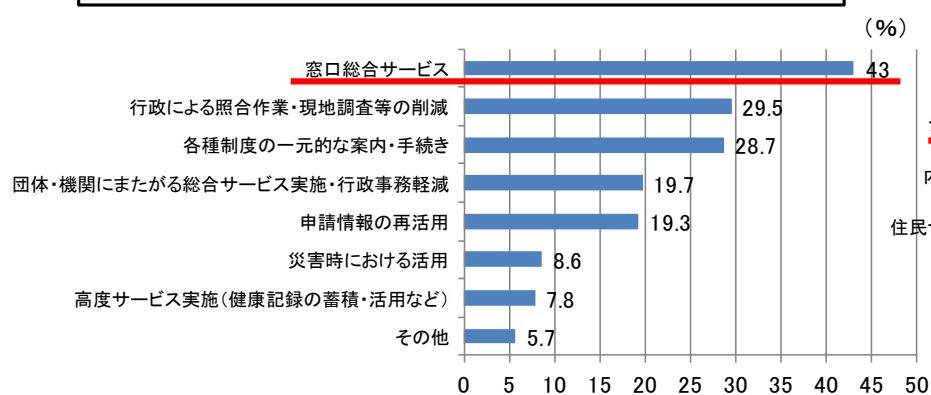
7. 地域情報プラットフォームの現状

庁内の情報連携基盤の導入状況(アンケート調査結果)

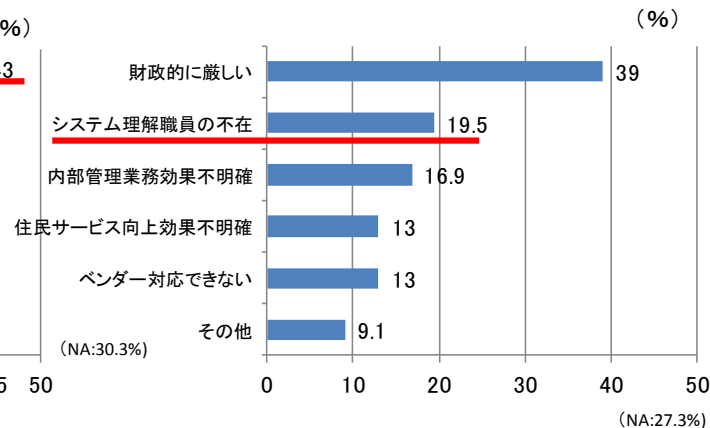
庁内の情報連携基盤(例:地域情報プラットフォーム)の導入状況 (N=733)



提供ないし提供予定のサービス(導入ないし導入予定団体) (N=244)



導入に否定的な理由 (N=77)

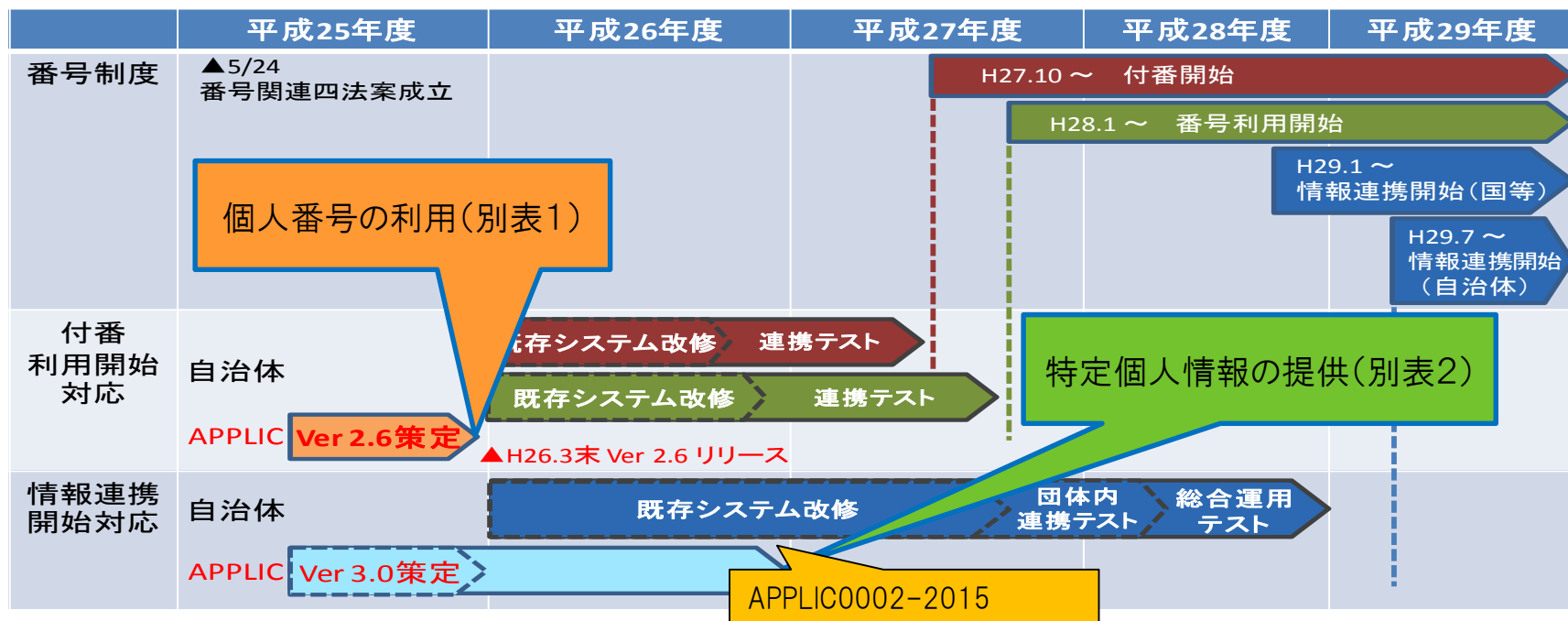


7. 地域情報プラットフォームの現状

番号制度に対応した新たな地域情報プラットフォーム標準仕様の策定

個人番号の利用(別表1)の対応を平成25年度に実施
 特定個人情報提供(別表2)の対応を平成26年度に実施

対応スケジュール



出所: APPLICにおける番号制度への対応について(<http://www.applc.or.jp/2013/tech/APPLIC-number-0000-2013.pdf>)より作成

7. 地域情報プラットフォームの現状

電子自治体10の指針におけるクラウド推進

電子自治体の取組みを加速するための10の指針（抄）

【指針6】明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討

地方公共団体はクラウドベンダ選定の際に、サポート体制・セキュリティを含む業務に必要な非機能要件を十分に精査し、ベンダとの責任分界等を明確にしたSLAを締結すること。

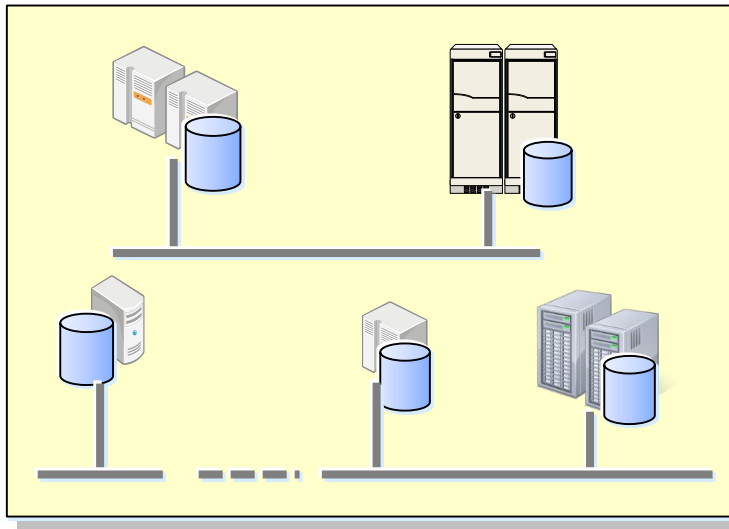
また、地方公共団体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、契約期間満了時に業務システムが保有する実データを総務省が公開する中間標準レイアウト仕様によりデータ提供する旨を調達仕様書へ明記するとともに、**地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入することで、将来にわたる競争性を確保すること。**

8. 地域情報プラットフォームの活用

■ 地域情報プラットフォームの活用による全体最適の推進

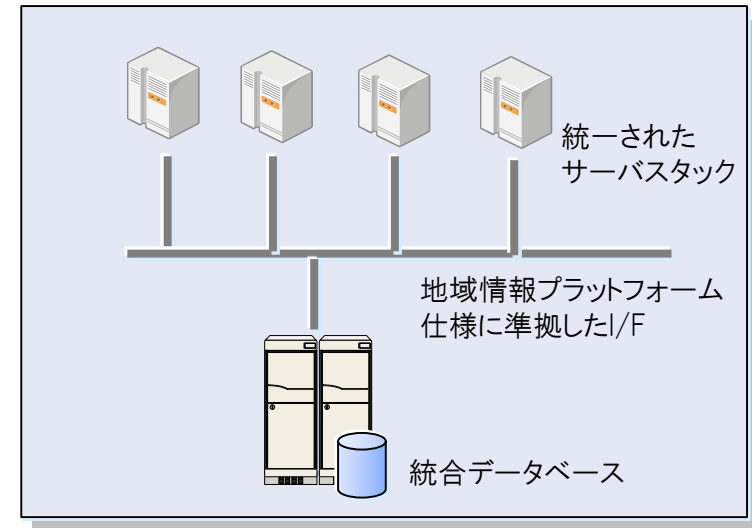
地域情報プラットフォームの活用により、システムと共に業務プロセスの標準化を進めることができ、関連する業務の全体での最適化が可能

現状のシステム



業務毎にシステムが別々で、レガシーシステム、オープンシステム等、様々なシステムが混在し、重要なデータも各システムに散在している

地域情報プラットフォームの活用による全体最適



データは集約、一元化され、全てのシステムが協調し、業務及びシステムの両面において全体最適化を実現

8. 地域情報プラットフォームの活用

■ 活用事例 ～粕屋町の場合～

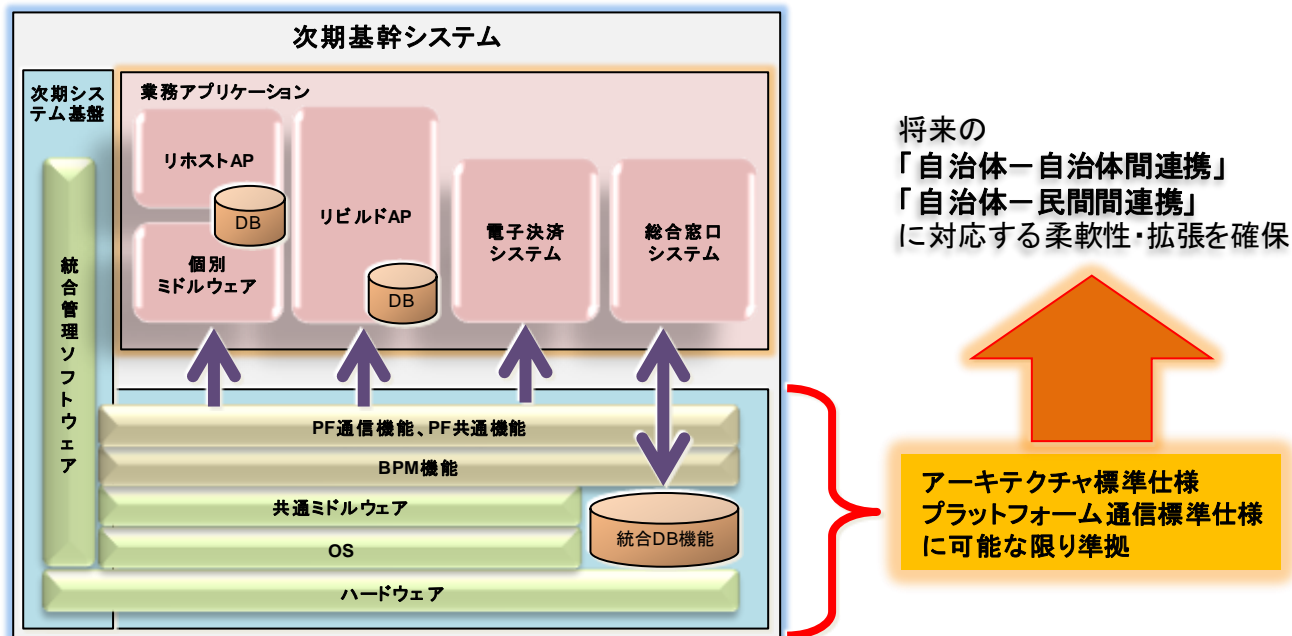
- 「地域情報プラットフォーム」+「福岡県電子自治体共通化技術標準」+「鳩ヶ谷モデル」によるシステムの実現
- 地域情報プラットフォームをベースに福岡県の電子自治体共通仕様を実装 ⇒ 県内の採用自治体間の連携が容易
- 鳩ヶ谷市独自の共通基盤連携追加機能を実装 ⇒ 鳩ヶ谷市の業務に合わせたカスタマイズ
- 統合データベースを保持し、さらに個別データベースを連携 ⇒ 統合DBによる業務連携容易性の確保と個別DBによる個別業務への対応を両立



8. 地域情報プラットフォームの活用

■ 活用事例 ～北九州市の場合～

- 製品供給状況や予算、開発期間等から地域情報プラットフォーム完全準拠とはせず、可能な範囲で対応、**総合窓口も実現**
- 将来の多様なシステム連携実現への柔軟性と拡張性は確保
- システム間連携により、自治体間連携、自治体－民間連携の実現が目標



9. 地域情報プラットフォームの展開

■ 地域情報プラットフォームの利用拡大に向けた将来像

現状では自治体内の事務やシステムの見直しによる業務の改善等、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様を中心とした活用が主だが、広く地域情報化のプラットフォームとして今後の活用が期待される。

▶ 地域情報化に関する現状の課題と地域情報プラットフォーム

- 住民生活の情報化**
 - ▶ワンストップサービスの実現等による住民の利便性向上
 - ▶教育、防災、医療サービスの充実
- 行政の情報化(行財政改革)**
 - ▶システム全体最適化やマルチベンダ化によるIT経費の削減
 - ▶庁内事務の効率化、業務改善(BPR)
- 地域社会の情報化**
 - ▶地域のIT産業の活性化を通じた産業振興
 - ▶地域コミュニケーションの活性化



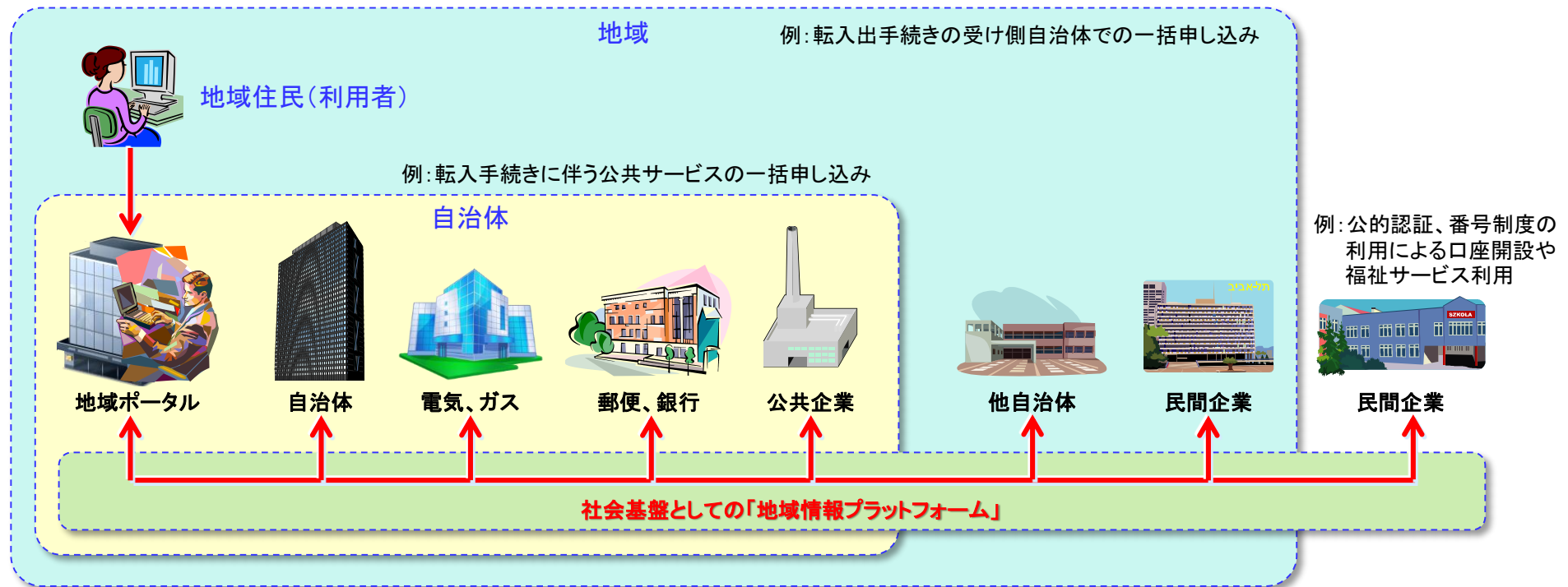
これまでの組織間の縦割りのシステム構築



業務サービス間の連携や情報の共通化により実現する新たな利用スタイル

9. 地域情報プラットフォームの展開

- 自治体が提供するサービスとその他の民間サービスがICTを介して連携することにより新たなサービスを実現（主に当該自治体を中心とした地域の住民向けに提供）



9. 地域情報プラットフォームの展開

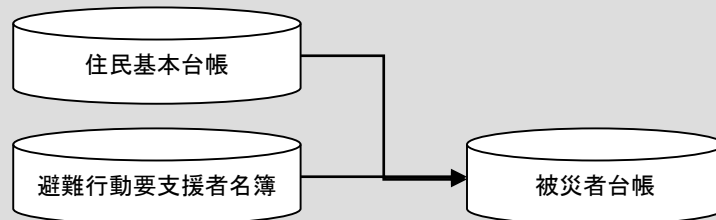
■ 地域ICTサービスへの展開に向けた地域情報プラットフォームにおける標準化

防災業務アプリケーションユニット標準仕様

- 非常時に国、都道府県、市町村、消防、関係機関・NPO等で共有すべき情報について標準化
- 消防庁4号様式(災害概況速報)の17情報を基本として防災情報共有業務ユニットの標準仕様を作成

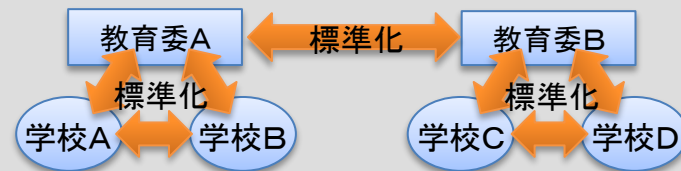


- 住民基本台帳と避難行動要支援者名簿とのデータ連携による効率的で漏れのない被災者台帳の作成



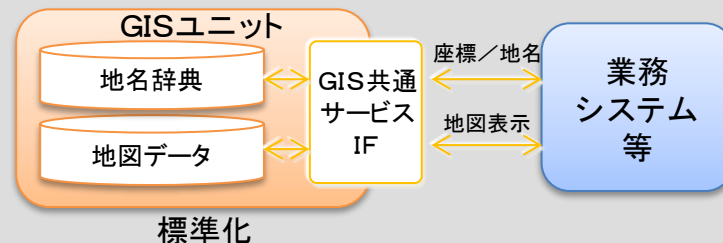
教育情報アプリケーションユニット標準仕様

- 校務: 指導要録(文部科学省)の参考様式を基本として学習者情報アプリケーションユニットの標準仕様を策定
- 保健: 健康診断表(日本学校保健会)の様式を参考として学校保健アプリケーションユニットの標準仕様を策定



GIS共通サービス標準仕様

- 自治体における業務において地図情報との連携を可能にする共通サービスとして標準化
- 地名辞典及び連携する地図データ表示のサービスを提供(GIS共通サービスインタフェース)



10. 地域情報プラットフォームと番号制度対応の事例

弁護士水町氏とAPPLICによる
地プラを活用した条例改訂の事例
として出版されている。

本書では、宮崎県小林市、福島県白河市
高知県南国市、茨城県つくば市において
実施された例の手法と成果物のサンプルが
記載されている。



11. 本講義のまとめ

- 地域情報プラットフォームは地域情報化に係るアプリケーション間のインタフェースを標準化するものであり、これにより、以下の課題解決が期待される。
 - 業務の効率化： 業務処理の統合、共通サービス基盤の活用
 - コスト削減： 仕様の標準化、モジュール化で、ベンダ間競争を確保
 - 住民の利便性向上： ポータルサイト・総合窓口経由でのワンストップサービスの実現
- 自治体業務アプリケーションユニットにおいて26の業務について体系化しており、業務の連携等を含む業務標準化のツールとして活用できる。
- 標準仕様類の他、ガイドや手引きとなる文書等も整備されており、担当者のレベルに応じた参照が可能となっている。
- 番号制度に対応した地域情報プラットフォーム標準仕様が策定されている。
- 地域情報プラットフォームの将来的な活用として、防災分野、教育分野、GIS等、地域情報化への展開が期待される。